

近畿地方整備局事業評価監視委員会（平成27年度第4回）

議事録

日時：平成28年2月1日（月） 15：00～16：15

場所：近畿地方整備局 第1別館（2階）大会議室

【委員長】 それでは、審議に入りたいと思います。

■木津川水系直轄砂防事業

【委員長】 それでは、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

【委員】 一番最後に透過型のサンプルのご説明があったと思うのですが、今回整備される砂防ダムについては、同等なものを想定されているのか従来型のものを想定されているのかということと、仮に、一部がこういう透過型のものになったとしたときに、実際に、一番初めにありました1ページのような土石流の対策は一時的に止めるということと同様な機能を発揮されると思うのですが、後でご説明あったような、いわゆる支川が合流するところの堆積による浸水という観点に関して、長期的に土砂が出ることが効果を持続的に発揮することになるのかならないのか。もう少しわかりやすく言うと、そちらの出土砂をまた対策するようなことになるのかならないのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

【事務局】 透過型の砂防施設につきましては、既にお示ししたような形では進めておりますけれども、今後、整備する中で、どこを透過型にするとか、あるいは従来型にするというのは、検討しながら進めてまいりたいと思っております。

【委員】 あと、下流に出た土砂が貯まったときに、それはそのままにするのか、何らかの掘削をするとか、そういう形を想定されるのかということですね。

【事務局】 河道に出た土砂をどうするかということですが、砂防の話だけで完結する話ではなくて、砂防と河川管理を一体に見ていかなければいけないと思っています。木津川上流河川事務所では、河川管理者であると同時に、この地域の砂防の計画を担っておりますので、1人の所長のもとでその辺は一体的に見ていきますと。当然ながら、砂が出過ぎて河床が上がってきた、それは今でもいろんなところがありますが、そういったところでは、河川管理の中で土砂の除去をしていく。あるいは、足りないところについては、透過型の砂防堰堤をつくるだけではなくて、堰堤の下に置き砂をして、小さな洪水のときに人工的に流して砂を補ってやる、いろんなことを河川と砂防とで両輪でやっていこうと考

えております。

【委員】 ありがとうございます。いい機会ですので、最後、総合土砂管理の話をお話しましたが、この区間は、いわゆる木津川、名張川の上流ではありますけれども、まさに木津川全体、あるいは淀川水系全体に対して、当然、総合土砂管理という検討が進んでおりますので、そういう観点から、この砂防の事業と、その水系全体としての土砂管理の整合をぜひこの機会に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】 よろしいでしょうか。バランスよく、上流・下流も含め、よろしくお願いいたします。

【委員】 同じ質問ですけど、私、てっきり全て透過型かと思ったら、今のお話は一部かもしれないということですね。例えば9ページに、計画土砂量の整備率とありますが、この値はそのことには左右されないんですか。

【事務局】 透過型と従来の不透過型、どちらも土砂量としましては、大きさが変わってきたりしますが、同じような土砂量を止めるということで考えております。

【委員】 どっちのやり方を採用するかで、きっとコストの方に影響するのではないかなと思うんですが、そこらは誤差と考えていいという話でしょうか。

【事務局】 詳細に設計していきますと、いわゆるコンクリートでつくる時、ソイルセメントでいけると、透過型でいく時、多少は変わってくると思います。ただ、今の考え方では、従来やっていた1基あたりの費用から算出させていただいております。

透過型ができるかどうかというのは、その流域の特性、大きな石があるところでしたら、それが土石流で流れてきて止まると。ただ、細かいのばかりですと止まらないので、土石流を止められないということになりますので、そこは詳細に現地に入って、どちらが選択できるかということは、それからの調査になってきます。

【委員】 ですから、きょうの段階ではざっくりとした話をしておられるということですね。それで前へ進めるということですね。はい、わかりました。

【委員長】 よろしいでしょうか。

【委員】 13ページのところで示していただいた資料だけだと思うんですが、おおむね10年程度と、中間的目標がありますよね。ほかの資料を見ますと、30年で全部書いてあるような気がするんです。再評価用の費用便益分析の少し詳しい表とかを見ましても、大体全部、均等に費用を割り振られて、それで計算されているように見えるんですが、た

だここで、当初10年とその後の20年との効果が随分違うように見えるんですね。これはどうしてでしょうかということが1つ。

それから、もし仮に後半が非常に効率が悪いなら、もっとほかの箇所でもより効率的な場所がないんでしょうかということが考えられるわけですが、そのあたりについて、少し補足いただけませんか。

【事務局】 向こう10年とか、30年間では70溪流ということで施設を仮に張り付けております。それでB/Cなんかは試算しておりますけれども、今後、整備するにあたっては、個々にもう少し詳細に検討しながら、県とも調整をしながらの事業実施ということになりますので、もう少し効率のいいところが見つければ、そういった形での整備を進めていきたいと思っております。

【委員】 もう1回確認します。

この13ページの表の書き方は、どういう意図でこういう中間10年というのが決まっているのでしょうか。

【事務局】 今後30年で70溪流ということで、想定をして、どの溪流とかどの付近にということで想定をさせていただいて計算をさせていただいております。その結果、その溪流で出てくる土砂量と構造物の大きさから出させていただいておりますので、1つの想定に基づいた数値を積み上げるとこういった形になっていくと。ただ、実際の実施にあたっては、委員のご指摘のように、もう少し効率的なところが見つかるのであれば、そちらを先にやるとかいうことは、今後、関係者で調整しながら実施していきたいと思っております。

【委員】 単純に、普通に考えたら、何も場所が決まっていなかったら、最初の10年とその後の20年、いずれにしても進捗率、同じような比率に、数字だけでやったらそう出ますよね。そうでなくて、最初の10年の方が効率がいいように書いてあるということは、何か考えられているやり方とかそんなものが背後にあるかなと思ったのでお聞きしたのですが。

【事務局】 具体的に、要は780ほどある溪流の1つ1つの大きさが出ておりますので、重点的にやっていく範囲から70溪流を抽出させていただいて計算をさせていただいておりますということで、1個1個の溪流の大きさが違っておりますので、こういった形で集計しても数字が変わってきているということになっております。

【委員長】 何か少し議論がすれ違っているようなんですけど……。

【事務局】 計画上想定を考えておりまして、それを順番にやっていると、優先順位というのが大きいほうからできるだけやっというここと、積み上げておりますので、結果、最初が立ち上がって、あとがちょっと緩やかになっていくという形になっています。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 おそらく、複数の指標を見てみると、どの付近に集中するかというのが計画的にやっていることのご説明に使えるような資料にも思えるんですけどね。少しそのあたりが言葉足らずになっているのかなと思います。委員は多分、それを思われてご質問されていたんだと思うのですが、少しそのあたり、説明が付け加わっていただければよかったですかなと感じます。

【委員】 結局、最初の20年をどう選ばれているかということになると思うんです。ですから、それは大きいところが選ばれて、だから最初のところで、むしろそれも重要施設とか、あるいは重要交通網というのを重点に置かれて、それで選ばれたんだろうと。そうであるから、最初の10年と後ろの20年が多分違うんだろうと思うんですが、何かその辺の説明をしていただければそれでよかったんですが、多分そういう意味だと思っています。ですから、その後の20年でも、このままやっという手も、もちろんあるとは思いますが、それ以外のところでも重要なところがあれば、そういったところも検討されたらいかがかなと申し上げただけでございまして、ちょっと補足させていただきます。

【事務局】 委員のおっしゃるとおりでありまして、説明が悪くて申しわけありません。土砂整備率を見ていただくと、最初の10年で3%上がっていて、次の20年で6%上がっています。土砂整備率イコール予算ではありませんけれど、ほぼ線形で関係しますので、一定の額でずっと一定にやっというんですけども、重要公共施設とか交通網は、最初の10年の上がり方が急なんです。これはやっぱり必要性の高いところ、効果の大きいところからやっというこことしています。ただ、そこまで我々の方で、きれいに担当者が説明できなかったのは、その前の12ページのところで、両県の知事さんからご意見をいただいている中で、どちらも、「今後、本県と十分な調整していただき」という言葉が入ってございまして、どこをどういう順番でやるというところについて、ちょっと何かわかりにくい説明になってしまっておりますが、考え方としては、効果の高いところから順次やっしていきます。もちろん、県と調整をして、県と手分けをして、県に単独でまたやっいただくところがあるので、そういう形で進めていきます。

【委員長】 ほか、いかがでしょうか。

【委員】 先ほどの私の質問がとんちんかんだったのですが、この計画土砂量というのがポイントですよ。9ページですか、そもそもが整備対象の土砂量というのがあるわけですよ。これはおそらく、ある計算をされて、どれくらい雨が降ったら出てくるかとか、何かそういう値のうちの何%、そういうものですよ、きっと。出てくるうちの何%をカットするかという値がこのパーセントですよ。ちょっと補足いただければ。

【事務局】 この整備土砂量は、計算上は伊勢湾台風を想定しております。そのときに、山腹の方から出てくる土砂量。それとあと、当然、溪流の中で止まってしまうものもありますので、調節量と呼んでおりますが、そういった止まってしまうもの、それから市街地に出てくるもの。その市街地に出てくるものがこの約340万 m^3 ということで考えております。

【委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、いろいろご意見ありがとうございました。審議結果としては、委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり、事業継続でよいと判断させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございます。

■ 淀川直轄河川改修事業（淀川高規格堤防整備事業（西島地区・生江地区））

【委員長】 それでは、いかがでしょうか。

【委員】 まず、1つ目ですけれども、この淀川23kmのスーパー堤防の全ての完成時期というのはいつですかというのが1つ目の質問です。

2つ目は、西島地区のB/Cが非常に低いわけですが、例えば、西島地区の堤防をスーパー堤防ではなくて従来型の堤防にした場合のB/Cの比較というのはしておられますか。しておられる場合にはどういう数字になりますかというのが質問ですが。

【事務局】 1点目、ちょっと聞き取れなかったのですが。

【委員】 1点目は、淀川は23kmですね、総延長kmというのはですか。その全ての完成時期というのはいつを予定されているのかという質問です。

【事務局】 見直しによって23kmになっておりますけれども、スーパー堤防事業はまちづくりと調整して進めていくということになりますので、完成時期をお示しすること

が非常に困難であるということになります。

それと、2点目の西島地区ですけれども、16ページをご覧ください。浸水区域ですが、画面を見ていただきますと、右側の生江地区の場合は、淀川本川が破堤いたしますと、ここに寝屋川がありまして、寝屋川の右岸堤防まで氾濫水が到達するという形になりますが、西島につきましては、ここに六軒屋川という川がありまして、ここの幅が少し狭くなっておりますので、ここで氾濫した氾濫のエリアがここの六軒屋川からも正連寺川というところから、そこをすり抜けて西九条の方に流れ込むという氾濫形態になりますので、氾濫の面積が生江に比べて拡散度合いが小さくなるという地理的な状況によって、被害額が、面積が少ない分だけ小さいということになりますので、それが便益の1.2という低い値になっているということになります。

それと、これが通常堤防だったらという場合ですけれども、通常堤防の場合は、一連区間全てでB/Cを出しますので、この区間で計画規模の出水に対してどうなっているかというのを切り分けて算定するということをしておりません。

【委員】 質問の趣旨はおわかりいただいているかと思えますけど、要するに、スーパー堤防というのは、一体いつ完成するのか、国とかURとか、そういう権利変換ができるところは数年先、10年先にはできると思うのですが、これだけ市内の密集地域で、60m、100mにわたっての権利変換をしようと思えば、おそらくいつのことかわからないような時代になると思います、23kmやろうと思えば。それでお伺いしたわけなのですが、そういうことであれば、常にスーパー堤防と従来型の堤防というのは、混在的にこれから何十年、ひょっとしたら100年以上先もまだまざり合いながら、この淀川の下流というのは存在するということになります。そうした場合、今、2つ目の質問でお伺いしたのは、スーパー堤防に5年以内になってしまうというのだったらよいけれども、常に普通堤防とスーパー堤防と混在しながら、ずっとこれからも何十年とあるのに、例えば、新淀川の一番河口のところの西島地区のB/Cがこれだけ低いのに、現存する普通堤防を強化する方法と比較検討をしないで、常にスーパー堤防にするということを前提に決め打ちしている議論の仕方ですが、それはお金の使い方として正しいのだろうか、それはそれでよいのだろうかという疑問です。

【事務局】 従来の通常の堤防につきましては、計画規模までの洪水、淀川で言いますと200分の1までの洪水と計画高潮位、高潮ですけれども。高潮につきましては、大阪湾につきましては、伊勢湾台風が室戸台風のコースを通ったときに生じる高潮ということで、

港湾管理者、河川管理者、全て統一していますが、そこまでは通常の堤防で守り切るといふこととなります。それを越える部分ですが、いわゆる発生確率は小さくても、被害が生じると甚大な被害が生じるという部分について、スーパー堤防で補っていくということになりますので、そういう考え方のもとに役割分担しております。そうしたときに、スーパー堤防事業が一気に23kmできるのではなくて、100mとか300mとか部分的に、まちづくりと調整してできていくということで、将来的にもそういった混在状態は続いていくことになるかと思いますが、つくった部分につきましては、避難場所ともなり、浸水のおそれもなく、地震にも丈夫だという状況になりますので、その部分でも効果が出るということになりますので、混在はいたしますけれども、そういうふうに調整して進めていきたいと考えております。

【委員】 今のご説明、非常にわかりにくいと思うので、僕なりの解釈をしますと、それにあわせて補足質問をするという形になりますが、まず当該区間、通常レベルの堤防整備は済んでいるのでしょうか、済んでいないのでしょうか。まずこれが1点目です。

ここで書かれている計算の仕方は、仮に済んでいるとすると、それ以上に追加して費用を出して、そのことによって出てくる効果だけを便益として出しておられるし、追加的費用だけをそのまま費用として出されていますから、追加的部分、例えば残事業みたいなものがあるときに、その残事業のB/Cをしているようなもので、要するに、元々の今までやったものについての話については出ていないと、そういう理解ができるのではないかと思うのですが、多分そうじゃないかと思いながら聞いておりました。そういう意味では、仮にここが、例えばB/Cが1を下回っても、これが全体としての効果が1を下回るということをおぼろげにも意味しないということだと私は思っているのですが、そのあたりについて、理解は間違っていないでしょうか。

【事務局】 まず、西島地区の通常の堤防ですけれども、この地区については、通常の高潮堤防としての堤防は完成しております。今回は、それに対して幅広の堤防ということで、超過洪水部分のみを実施していくということですが、全体として見たときにどうかという話がありましたけれども、考え方として、通常の堤防部分の便益と、これは区間全体として便益を見ておりますので、スーパー堤防の部分はそれにプラスして整備されていくという形になりますので、その部分を、全体のブロックの延長部分の当該整備延長部分で便益を延長比で見ながら、それだけでも1を超えるということを確認しながら進めているということになります。

【委員】 僕が申していることは、例えばこの23kmというのは、決定済みの所要のものとして、要するに決定事項ですから、結局、スーパー堤防を整備するかしないかということだけをこの委員会で申し上げることができるのか、それとも、スーパー堤防ではなく普通堤防の強化で、もっとちゃんとした、しっかりしたものをつくりなさいということをお願いすること自体は、この委員会の権限外のことになっているのですかね。ちょっとそこがわからなくて、すいません。

【事務局】 通常の堤防は、この23kmだけではなくて、いわゆる管理区間、有堤区間全ては、上流に向いてですけども、この23kmといいますのは高規格堤防の整備事業区間ということになりますので。

【委員】 ということは、23kmについては高規格堤防をやるかやらないかだけなのですかと。あと、高規格堤防でなくて、普通堤防の強化でいきましょうという提案はこの委員会の権限外といたしますか、そういうことはあんまりここの審議の対象になっていないということですね。高規格堤防かどうかということなのですか。

【事務局】 審議いただくのは、通常の堤防は整備されています。ここで審議いただくのは、23kmのうち、新規で高規格堤防事業を実施する部分ということになります。

【事務局】 23km部分は、計画に対しての堤防はもうできております。それに対して、さらに高規格堤防で、高い水準の整備をするかどうかという議論であります。ただ、23kmのほかの部分を見ると、計画に対する堤防ができていないところがたくさんありますので、同じお金を23kmの高規格堤防に入れるのか、あるいはもっと上流の河川整備ができていない、計画の堤防ができていないところに入れるのかという議論はあるかとは思いますが、ただ、その議論はちょっとこの委員会の席です話ではないんだと思います。23kmの中で、計画堤防はまず、原則できていると。それに対して、さらに安全度を上げるスーパー堤防をどうしていくかという議論かと思えます。

【委員長】 よろしいでしょうか。少レクリアになったかと思えます。

【委員】 今回、スーパー堤防というのがよくわかったんですが、連続堤の必要性はないですよ、極端に言えば。というのは、堤防の概念そのものが、ある意味、自然堤防に近い概念ですよ。かつて、自然堤防上に集落が形成されていたという意味でね。そういう意味では、この中で一番効果が出るのが、実は22ページの死者数がゼロになるということではないかと私は思います。だから、B/Cの話ではなくて、B/Cでは測れないものが、この死者数ゼロにある。それは何かというと、22ページの高規格堤防ができれば、

みんな堤防上に避難できますよというところ、ここに実は勘所があるのだと私は理解しているのですが、国交省としてもそういう理解をしておられるということでもよろしいですか。

【事務局】 つながらなくても効果があるかどうかというのは、計画よりも小さな洪水であれば、つながらなくても当然効果はあります。ただ、計画を超えるような、我々、東日本大震災というとんでもない震災を経験したわけですが、そういったものが来たときに、やっぱりつながっていた方が効果は当然高くなります。リスクは下がりますので。

それと、委員が言われた逃げ場所、死者がゼロ、全くそれは1つの評価として間違いないところですが、これも東日本でわかったのですが、1つの事例は、阿武隈川の左岸側に寺島という耐震補強した幅の広い堤防があります。これをやる時には随分批判されました。要らない公共事業をやっているのだらうと。何でこんなところにわざわざ大きな堤防をつくるのだと。東日本大震災が起こって何が起こったかという、幅の狭い堤防というのは切れたり、地盤沈下を起こして使えなかったのですが、この寺島堤防だけはしっかり残りました。そこに何が起こったかという、地区の人がみんなこの堤防を避難所の高台として逃げてきました。そうした人たちは全員生き残って、みんな救出されています。だから、おっしゃるとおりで、スーパー堤防にはそのような、お金には換算できない効果もあります。ただ、B/Cには、今の技術では評価はできませんが、おっしゃるとおりです。

【委員】 それで、もう1つ気になるのが、この2ページの絵だと、3つ目、「必要に応じ地盤改良を行い、強い地盤とする」とあるのですが、某河川においては、堤防を積んでも沈みますよね。ここは高規格堤防であれば大丈夫なのですか。

【事務局】 この西島地区と生江地区については、地盤については、深層混合処理といまして、セメント状の固化材のようなものとか、圧密沈下の地盤処理をいたしますので、スーパー堤防の高規格堤防事業の背後地の部分については強固な地盤になるということになります。

【委員】 わかりました。

【事務局】 某河川で堤防が沈んだじゃないかというご意見について、一言、言いわけをさせていただきます。

我々、堤防を造ったり、物を造るときに、できるだけ安く造ろうとします。もちろん、いろんな事前の調査をしますが、ぎりぎりまでコストを削っても、これならいけるというところで、ここまで地盤改良したりしなかったりという判断をするわけですが、やっぱりデータが十分とれていなくて、結果として、あつたらいけないことですが、たまに一部

区間が沈んだりとか、そういうことはありますが、それは技術的にというよりも、どこまでコストを切り詰めていくのかという判断の中で出てきたあやのようなものと理解いただければと思います。そういうことができるだけないような努力は当然ながら進めていきます。

【委員】 今度は普通に質問しますが、まず1つ目は、ここで超過外力を想定するという概念でこれは計算されるわけだから、どういう超過外力を想定されているかということについてご説明いただきたい。1つ目です。特にこの下流区間だったら、先ほどから説明ありましたように、高潮ですよ。その部分について、どのようにお考えかと、これが1つ。その場合に、今、議論がありました避難率の計算、これは多分、マニュアルにそのままやられたのではないかと思うのですが、例えば、ほんとうにここに避難するという可能性があるとする、どのくらい避難できるのかと、そういった議論をされているかということが1つです。

実は、この種の施設は、先ほども言われましたように、人的被害という観点で言えば、そのあたりのところをやはり考慮すべきだと思います。ですが、そうでない場合であれば、ここでの計算というのは、マニュアルにあるとおりなので仕方がないですと言われたらそうかもしれませんが、ちょっとその辺、前提条件を教えてくださいというのが1つ目です。

2つ目は、後から説明された方の事業区間だから、生江地区になりますか。この既施工済みの高規格堤防の事業について見ますと、非常に幅が狭く見えます。これは大体どの程度の幅であるのかということも1つ教えていただきたい。

もう1点は、その生江地区に隣接する菅原城北大橋よりも上流側、この部分についても公園があるのですが、この部分は今回のスーパー堤防の事業から除かれているのですね。なぜですか。

この2点、お願いできますか。

【事務局】 まず、1点目の西島地区は、淀川の河口から1.4kmのところにあります。超過外力をどう想定しているかということですが、計画規模は200分の1で、それを超える出水が上流から来るということで、300分の1から1000分の1クラスを考えておりますが、その際の当該地区の考え方も、潮位ですが、潮位については超過ということは考えていません、いわゆる大阪湾と淀川河口の計画潮位、伊勢湾台風が室戸台風のコースで来た場合の潮位、朔望平均満潮位に低気圧の偏差を加えまして、OP5.

2 mというのが統一になっていますが、そこに超過の洪水が来るという考え方をしております。超過高潮の発生と超過洪水の発生を同時に見ているということはしておりません。それが1点です。

それと、避難のことですけれども、西島地区の避難ということで、死者数とか孤立者の0%、40%、80%というのは、これはあくまでもマニュアルどおりということで、マニュアルどおりの計算をして数値をお示ししたということで、実際どういう値を想定しているかというのが、地先、地先の状況でなかなか難しいという状況がありますので。ただ、日本の事例で言うと、避難率というのは、過去の東海豪雨とかは30%台が多くて、ハリケーン・カトリーナのときのニューオリンズですと7割ぐらいいっていますけれども、そういうのがありますので、大体この真ん中の40%で参考までにとということで、0%と80%もあわせて示したということでございます。

当該地区でどこまで避難ができるかということなのですが、背後地が人口密集地で、非常にそういう地区でございますので、高台となったところに、高台も1:30でなだらかになって低くなっていきますので、その辺にどこまでできるかという問題がありますけれども、人口のどれぐらいカバーできるかと、ちょっとそこまでは見ていませんが、なるべくとれるようにという考え方で実施しております。

それと、生江地区の上流の部分ですけれども、まず生江の城北地区のスーパー堤防の幅は90 m程度ありますが、30 H全ていきますと、池のところまでいきますので、途中で降ろしているという形で、完全に高さの30倍の堤防ができ上がっているわけじゃなくて、途中で池のところまでしかできていないと、地形上、そういう形にしています。それと、橋の上、上流側のところも大阪市の城北公園がありますが、このところは通常の堤防になっています。幅広堤防にはなっておりません。以前に大阪市さんにこの辺もどうでしょうかということで打診はしておりますけれども、菖蒲園のようなものがありまして、今後、そういうところとも調整していければと考えております。

【委員長】 よろしいですか。

【委員】 わかりました。だけど、これ、旧河道のところなのですね、ちょうどこの上流部も。そのときに、特別の何か配慮か何かされているのですか。例えば、浸透対策とか、あるいは堤防の下の部分の出水とか、何かいろいろあるのでしょうか。

【事務局】 今のところ、通常の堤防評価をして、通常レベルで安全性は確認しているということになりますが、通常の堤防としては、一定の安全性は持っております。ただ、

旧河道でもありますので、引き続き調整して、より強化できればというふうには考えております。

【委員】 わかりました。

【委員長】 ありがとうございました。

それでは、淀川直轄河川改修事業ですけれども、提出された資料、説明の範囲においておおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり継続というふうに委員会として判断したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございました。

それでは、本日の審議事項は以上です。一旦事務局へ返します。

【事務局】 ご審議ありがとうございました。

それでは、ここで議事録の速報版を作成いたしますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

議事録の速報版の作成を終えましたので、委員長、改めて議事進行をお願いしたいと思います。

【委員長】 それでは、議事録速報版の確認、修正です。

お手元の速報版ですが、ご確認をお願いしたいと思います。これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 異議のお声がありませんので、これで速報版とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

何かご質問等ございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、長時間になりましたが、以上をもちまして、平成27年度第4回近畿地方整備局事業評価監視委員会を閉会といたします。

本日のご審議、まことにありがとうございました。

【議事録終わり】